

令和8年度近隣空港を利用した宿泊商品造成促進業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度近隣空港を利用した宿泊商品造成促進業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

3 事業の趣旨

韓国、台湾、香港、中国（上海、浙江、広東、北京、大連）から福井県への観光客誘致を促進するため、小松空港、富山空港および中部国際空港等（特例措置として、関西国際空港を対象とする場合がある。）（以下、「近隣空港」という。）と対象地域を結ぶ航空便を利用した、団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアーの造成を支援し、本県の旅行商品造成および販売、本県への送客に結び付ける。

4 事業実施にあたっての与件

（1）対象地域

韓国、台湾、香港、中国（上海、浙江、広東、北京、大連）

ただし、県の方針により、対象地域を追加、変更する可能性がある。

（2）業務の目的

本業務では、対象地域からの県内外国人宿泊者数の増加を目的とする。

5 委託内容

（1）事務局の運営等

① 事務局の運営

ア 県が定める実施要綱（仕様書別紙）等に基づき、事務局を置き、助成金を交付すること。県が要綱の変更等を行った場合においても、柔軟に対応すること。

イ 対象地域の旅行会社向けに翻訳した助成金説明資料および配布用の要綱を作成し、県および対象地域の旅行会社に配布すること。

② 実施場所等

業務内容の実施に係る作業場所、使用機器および消耗品等は、受託者により準備すること。

③ 事務局体制の構築

ア 制度の申請等に使用するため、専用メールアドレスまたは電子申請システムを準備すること。

イ 業務の実施に当たり、事務局となる場所、人員、設備、備品等を確保し、受託者および県が執行管理できる事務局体制を構築すること。また、個人情報が出ることがないように十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ体制を構築すること。

ウ 事務局の運営に係る事務マニュアルを作成するとともに、配置する人員等の関係者間で共有すること。

エ 事務局には、原則、業務責任者（県との連絡責任者を兼ねる）1名、情報セキュリティ責任者1名（兼務可）を配置すること。人員の配置に当たっては、事務スケジュールに照らし、事務量の多寡を考慮した配置を行うこと。また、問い合わせや申請等が多くなった場合でも臨機応変に対応できる体制を構築すること。

オ 対象地域の言語により円滑なコミュニケーション、文書作成等ができる人員を配置すること。

カ 制度の申請件数が想定に比べ大幅に少ない場合の体制変更や経費の取扱については、県と受託者において協議の上、決定する。

キ 事務局の運営専用の口座を開設し、助成金の交付が全て完了するまで適切に管理すること。口座の出納状況および残高等は、適宜報告が可能な状態にすること。

ク 対象地域の銀行口座への送金に対応すること。

④ 問合せ対応

ア 助成金に関する問合せに対応するため、契約後速やかに問合せ先を開設し、必要人員を配置して対応すること。問合せ先は、少なくとも平日10時から18時まで（日本時間）は対応できるようにすること。

イ 問合せ先として業務に当たる人員について、対象地域からの問い合わせに対応できるだけの語学力を有していること。

⑤ 申請書および実績報告書等の受付

ア 提出先は、受託者が開設する事務局とし、郵送、電子メールまたは電子申請システムによる提出を受け付けること。

イ 受付簿を作成し受付件数の集計を行い、定期的に県に報告できる体制とすること。なお、県から問い合わせがあった場合には、適宜、速やかに回答すること。

⑥ 申請書および実績報告書の審査等

ア 提出された申請書および実績報告書の受付を行い、実施要綱に基づき、内容および添付書類の確認、審査を行うこと。

イ 申請書および実績報告書に記入されている事項や添付書類に不備、疑義がある場合には、申請者および実績報告者に対して電話等での問い合わせや修正、再提出の依頼など必要な対応を行うこと。

ウ 申請書および実績報告書の内容に不備がない場合の受付から審査完了までの標準処理期間（概ね1週間程度を想定）を県と協議の上で定め、期間内に審査を終えるよう努め、審査結果の承認を県へ求めること。

エ 申請書や実績報告書の内容に係る確認、審査は以下のとおり行うこと。

- i 暴力団または暴力団員が経営に関与している事業者等を対象としないこと。
- ii 本事業の助成金対象の条件に該当する内容であるか評価すること。
- iii 不正防止策（本人確認、二重払い防止策等）を系統的に講じること。
- iv 申請書や実績報告書の内容について、判断に迷う案件は、県に相談すること。
- v 確認結果について、県が把握できるよう、申請者ごとに情報を整理し、県に提出する仕組みとすること。
- vi 県が受託者の確認結果を審査の上、支給を決定し、受託者に審査結果を知らせるものとする。
- vii その他、疑義等が生じた際には、適宜県に判断を求めること。

オ 審査が完了した場合は、速やかに審査結果を申請者または実績報告者あて通知し、不支給の場合には理由を付して通知すること。

⑦ 助成金の支給

実績報告にかかる審査結果の通知後に、速やかに助成金の支給を行うこと。

⑧ その他

ア 県から助成金原資の概算払を受けた場合には、検査完了後、速やかに精算を行うこと。

イ 本業務にあたり、公金事務を適切かつ確実に遂行すること。

(2) 制度の周知、観光プロモーションの実施（独自事業）

- ① 対象地域の旅行会社に制度を広く周知し、旅行商品の造成、販売および催行に向けて活用を促すこと。その効果的な周知方法を提案すること。
- ② 対象地域における認知向上等を目的とした福井県の観光プロモーションを実施するなど、本県の旅行商品の販売、催行に結び付けるための企画を提案すること。
- ③ 上記①、②の効果を図る方法を提案すること。
- ④ 上記①、②の実施に当たり、福井県職員が現地へ渡航することを必要とする場合、渡航に要する費用は委託料に含むこと。
- ⑤ その他、企画の実施に必要な費用は全て委託料に含むこと。
- ⑥ 上記①については必須とし、②については任意とする。ただし、上記②の提案がある場合、プロポーザル審査の加点対象とする。

6 実施要綱の読み替え等

(1) 指定公金事務取扱者に該当しその指定を希望する場合

「5 委託内容（1）、（2）」および実施要綱（仕様書別紙）については、受託者が指定公金事務取扱者の要件を満たす場合の取扱いを記載している。指定公金事務取扱者とは、地方自治法第243条の2第1項を根拠規定とし、公金事務を取り扱うことができる者のことである。指定公金事務取扱者の要件は以下のとおり。

① 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する。

ア 資本金の額、資産または負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

② その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識および経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(2) 指定公金事務取扱者の要件に該当しない場合

「5 委託内容(1)、(2)」および実施要綱(仕様書別紙)について、対象地域の旅行会社に助成金を支出するのではなく、本県の旅行商品の造成、販売に対する委託料を送客実績に応じて支払うこととする。

その場合、特に「5 委託内容(1)⑧ア」の記載は以下のとおり読み替え、「5 委託内容(1)⑧イ」の記載は削除する点に留意すること。

5 委託内容(1)⑧

ア 県から制度の申出者に対して支払う委託料の原資に係る概算払または前払を行わない。受託者から制度の申出者に対する委託料の支払実績に応じて、受託者が請求する場合に精算(月1回程度を目安)を行う。

上記のほか、この取扱いを行うに当たり、「5 委託内容(1)、(2)」および実施要綱(仕様書別紙)の文言は契約時に適切な言い回しに改める。

7 実績報告等

(1) 毎月10日までに、前月の活動状況、助成金の申請、支給状況等の情報等をとりまとめ、月例報告書として提出すること。

(2) 県は「5 委託内容(1)、(2)」の業務について、月例報告のほか、別途報告を求めることがあるが、速やかに対応すること。

(3) 「5 委託内容(1)、(2)」の業務について、令和9年3月24日までに、実績報告書を提出すること。実績報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、実績報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度にその結果について報告を求める。その他、県が必要とする事項を実績報告書に記載すること。

8 目標値

送客目標は7,264人泊とする。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、関係する事業者等と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。

近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、韓国、台湾、香港、中国（上海、浙江、広東、北京、大連）（以下、「対象地域」という。）から福井県への観光客誘致を促進するため、小松空港、富山空港および中部国際空港等（以下、「近隣空港」という。）と対象地域を結ぶ航空便を利用した、団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアー（以下、「訪日旅行ツアー」という。）に対し、送客人数および宿泊数に応じた助成金を旅行業者に交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる事業実施者は、対象地域において適法に旅行業を営む旅行業者であり、かつ、訪日団体および個人旅行の取扱いができるものとする。

(助成金の交付条件)

第3条 助成金の交付条件は次のとおりとする。

次の①から③に規定する訪日旅行ツアーを実施すること。

①次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 令和8年〇月〇日（国の地域未来交付金の交付決定日以降）から令和9年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する10名以上の団体旅行ツアー。なお、「10名」には日本国外から渡航する添乗員を1名まで含み、日本に居住する添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。

イ 令和8年〇月〇日（国の地域未来交付金の交付決定日以降）から令和9年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する個人旅行ツアー。但し、1箇月累計で10名以上実施することとし、1箇月の単位は当月1日から当月月末までとする。

②対象地域における利用空港の条件

対象地域の空港を発着空港として利用する訪日旅行ツアーであること。

③日本国内における利用空港の条件

小松空港または富山空港、中部国際空港を日本到着空港または日本出発空港として利用する訪日旅行ツアーであること。但し、運休等により、対象地域から小松空港、富山空港、中部国際空港のいずれの空港についても、日本到着空港または日本出発空港に利用できない状況となった場合、関西国際空港を日本到着空港または日本出発空港として利用する訪日旅行ツアーを対象とする（特例措置）。

2 訪日旅行ツアーの帰国日については令和9年3月8日までに出国すること。

3 県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成や広告支援等を受けていない訪日旅行ツアーであること。

4 日本の居住者を対象としたツアーでないこと。

(助成金の額等)

第4条 次の表に掲げる額、条件に従い、予算の範囲内において事業実施者に助成する。

金額	上限	備考
送客人数1名1泊につき金5,000円を乗じた金額	送客人数、宿泊数の上限はない。	近隣空港の片道・往復利用の区分による、助成金額の増減はない。

(交付の申請)

第5条 事業実施者は、以下の記載に従い、当該制度の運営事務局（以下、事務局という。）に交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

期間	申請先	宛先
事務局の事業者決定から令和9年2月28日までの間	事務局	事務局の事業者決定後に記載

- 2 前項の申請は、送客を開始する日の7日前（7日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに提出すること（必着）。申請前に行われた送客については、助成の対象としない。但し、令和8年〇月〇日（国の地域未来交付金の交付決定日以降）から令和8年〇月〇日（契約日）までの送客については、事務局の事業者決定後7日以内（土日祝日を含まない）まで申請可能であるが、予算状況や審査の結果、助成対象とならないことがある。
- 3 助成の対象期間が複数月に渡る場合、送客開始日から送客終了日までの期間を3か月以内とし、送客開始日は出発日を基準とすること。

(交付の決定および通知)

第6条 前条の申請があった場合、事務局はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施者に通知するものとする。

なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が県の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

(事業の変更または中止)

第7条 事業実施者は、交付決定を受けた事業計画の内容を変更または中止する場合や、旅行日程または交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる送客の開始前に変更内容等をメールにて事務局に連絡し、その承認を受けなければならない。

(内定の変更)

第8条 事務局は、事業実施者に事業の進捗状況等について照会することができる。このとき、事業実施者は、照会を受けてから14日以内に事業の進捗状況、今後の見込み等について、メールで回答しなければならない。

- 2 事務局は、前項または第7条による変更内容等を審査し、内定を変更することができる。
- 3 前項に規定する場合において、事務局は、事業実施者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 事業実施者は、交付決定を受けた訪日旅行ツアーの完了日（福井県内の旅行ツアー終了日が基準）から起算して14日以内または令和9年3月8日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を実績報告書（様式第3号）および請求書（様式第5号）に係る書類（旅程表の写し（任意様式）、宿泊施設の責任者（支配人等）が発行する旅行商品名、宿泊人数および宿泊日数を確認できる書類の写し（様式第4号または任意様式））を添えて、事務局に提出しなければならない（必着）。

- 2 第5条2項但し書きによる交付申請が認められた訪日旅行ツアーについては、交付決定を受けた日から起算して14日以内に、前項に定める書類を事務局に提出しなければならない（必着）。

(助成金の交付等)

第10条 事業実施者から前条の実績報告があった場合、事務局は検査を行い、適当と認めるときは、申請者が指定する銀行口座へ事務局より助成金を日本円により振り込む。

- 2 助成金の交付に必要とする送金手数料は、事業実施者が負担するものとし、その支払いは交付金額から当該手数料を控除することにより行うものとする。

(遂行状況の報告)

第11条 事務局は、交付決定を受けた事業実施者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

- 2 前項の報告の結果、訪日旅行ツアーが助成の要件を満たしていない、または訪日旅行ツアーの実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付の内定等の取消しおよび返還)

第12条 事務局は、助成金の交付を受けた事業実施者がこの要綱の規定に違反したとき、または交付申請書・事業計画書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第13条

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日（契約日）から施行する。

制度運営事務局 様

住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者職・氏名 _____

交 付 申 請 書 ・ 事 業 計 画 書

「近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度」実施要綱第5条に基づき、下記内容にて、助成金を交付されるよう申請します。

送客開始年月日		年 月 日			
送客終了年月日		年 月 日			
旅行商品の数					
日本国内手配会社 (利用する場合のみ記載)					
団体・個人 (いずれかに○)		団体	個人		
海外	出発空港				
	到着空港				
日本国内	日本到着空港				
	日本出発空港				
合計		送客予定人数 (①)	助成額 (②)	福井県宿泊数	助成金額 (①×②)
		人	5,000円	泊	円

※記載内容を変更する場合には、随時ご報告します。

《担当者》

担当部署・担当者名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様

事務局
事業者名：
代表者職・氏名：

交付決定通知書

年 月 日付で提出された事業計画書について、「近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度」実施要綱第6条に基づき、助成金を交付することを決定します。なお、計画どおりに事業が実施されない場合は同要綱第12条に基づき交付決定を取消すことがあります。

送客開始年月日		年 月 日			
送客終了年月日		年 月 日			
旅行商品の数					
日本国内手配会社 (利用する場合のみ記載)					
団体・個人 (いずれかに○)		団体	個人		
海外	出発空港				
	到着空港				
日本国内	日本到着空港				
	日本出発空港				
合計		送客予定人数 (①)	助成額 (②)	福井県宿泊数	助成金額 (①×②)
		人	5,000円	泊	円

住 所 _____
 事業者名 _____
 代表者職・氏名 _____

実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた事業が完了したので、「近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度」実施要綱第9条に基づき、次のとおり事業実績を報告します。

1 送客実績

送客開始年月日		年 月 日		
送客終了年月日		年 月 日		
旅行商品の数				
日本国内手配会社 (利用する場合のみ記載)				
団体・個人 (いずれかに○)		団体	個人	
海外	出発空港			
	到着空港			
日本国内	日本到着空港			
	日本出発空港			
		送客人数 (①)	助成額 (②)	福井県宿泊数 助成金額 (①×②)
合計		人	5,000 円	泊 円

2 関係書類

- ・実際の旅程表の写し (任意様式)
- ・宿泊施設の責任者 (支配人等) が発行する旅行商品名、宿泊人数および宿泊日数を確認できる書類の写し。(様式第4号または宿泊施設が発行する任意様式)

様式第5号

年 月 日

制度運営事務局 様

住 所 _____
事業者名 _____
代表者職・氏名 _____

請 求 書

年 月 日付で交付決定を受けた、「近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度」について、下記のとおり助成金を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

【振込先】

銀行名：

支店名：

預金種目：

口座番号：

口座名義名：